

静岡県告示第211号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき静岡県が行った工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 路線名
松崎町道 山口雲見線
- 2 工事区間
起点：賀茂郡松崎町岩科北側字下金沢167の7地先
終点：賀茂郡松崎町岩科南側字真菰田146の16地内
- 3 工事の種類
道路改築工事
- 4 工事完了の日
令和7年3月5日